誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して

第１期箕面市自殺対策推進計画

【令和３年改定版】

計画期間

平成３１年（２０19年）4月～令和６年（202４年）3月

（素案）

令和４年（2022年）　月　日

箕　面　市

はじめに

　我が国の自殺者数は、平成９年までは２万人台で推移していましたが、平成１０年の経済情勢の悪化等により一気に８，０００人あまり増加したことにより初めて３万人を超え、その後、平成２３年まで１４年連続して３万人を超える状況が続いていました。それ以降は減少傾向となり、令和元年には２０，１６９人まで減少しました。

　このような状況のもと、令和２年１月にわが国で初めて感染が確認された新型コロナウイルスは、その後全国に拡大し、政府の緊急事態宣言に伴う外出自粛や就労環境の変化が、人々のつながりや社会、家族、コミュニティの分断、失業を生じさせるなど私たちの生活に極めて大きな影響を及ぼしました。

　これら社会環境の変化により、これまで減少していた自殺者数は、令和２年はリーマンショックの影響で経済状況が悪化した平成２１年以来１１年振りに増加に転じ、前年比９１２人（約4.5％）の増加（警察庁自殺統計より）となり、その特徴としては１０代、２０代の女性の増加が顕著となっています。

　また、有名人の自殺報道による誘発効果（ウエルテル効果）の影響などにより、令和２年７月～１２月の自殺者が全国的に急増する事態が発生し、本市でも同様に自殺者の増加が認められました。

　このコロナ禍における影響が一時的なものかどうか今後注視していく必要はありますが、これまでの人とのつながりが分断されるなど、環境や社会生活が大きく変わったことによる新たな自殺対策を講じていく必要があります。

本市では、自殺対策基本法第１３条の「市町村自殺対策計画」として、平成３１年３月に「箕面市自殺対策推進計画」を策定し、自殺予防のための人材育成や正しい知識の普及啓発等を実施するとともに、庁内の保健・福祉・教育等の分野で実施される各対策の進捗管理等を行い、次段階の自殺対策へ向けた評価を実施する予定としていましたが、コロナ禍の影響に加え令和３年４月１日に地域共生社会の実現のため社会福祉法が一部改正され、その中で生活困窮者等の地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供することになるなど、平成３０年度の本計画策定時と社会情勢等が大きく変わったことから「箕面市自殺対策推進計画」を見直すこととしました。

　今後も、本計画書に基づき、「誰一人取り残さない」「誰も自殺に追い込まれることのない」まちづくりをめざし、自殺予防を推進していきます。